

## ポイント3

## 手続きはどうするの？

### ●申請の流れ

- ① 申請書入手します。申請書は、市(区)役所または町村役場の国民年金窓口や、年金事務所、日本年金機構ホームページで入手できます。
- ② 申請書を提出します。提出先は、住民票を登録している市(区)役所または町村役場の国民年金窓口です。申請するときは、学生証(有効期間が表記されているもの)または在学証明書が必要です(学生証はコピーでも可能ですが、在学証明書は原本を提出してください)。
- ③ 平成26年4月分から平成27年3月分までの期間にかかる申請は、平成26年4月から平成27年4月末までになります。(申請時点の2年1カ月前の月分まで遡ることができますが、申請が遅れると、万一の際に障害年金が受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。)
- ④ 申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。
  - ア) 承認通知書が届いた場合、承認期間は4月～翌年3月の1年間<sup>※</sup>となります。
  - イ) 却下通知書が届いた場合、保険料を納付する必要があります。

※既に保険料を納められた月分は、学生納付特例の期間にはなりません。

その他、詳細は年金事務所もしくは日本年金機構のホームページでご確認ください。

## ポイント4

## 手続きをしないとどうなるの？

### ●万一のことが起こったときに、年金が受け取れなくなります

年金は、老後に受け取るだけではありません。

万一、病気やけがで障害が残ったときに、保険料を納めていなかったり、学生納付特例の手続きを行っていないと、障害年金が受け取れなくなる可能性があります。

### 障害基礎年金

|           |              |
|-----------|--------------|
| 平成26年度年金額 | 966,000円(1級) |
|           | 772,800円(2級) |

国民年金加入中の病気やけがで、一定の障害状態にある間は、障害基礎年金を受け取れます。